

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期間検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十八年四月十五日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	平成二十八年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。）を除く。）	計量器の所在場所
越 生 町	平成二十八年五月三十日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸 田 市	平成二十八年六月二日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨 市	平成二十八年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩 山 町	平成二十八年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

小川町	平成二十八年六月十三日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
滑川町	平成二十八年六月十五日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
毛呂山町	平成二十八年六月十六日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
嵐山町	平成二十八年六月十七日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
飯能市	平成二十八年六月二十日から九月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ときがわ町	平成二十八年六月二十九日から九月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
日高市	平成二十八年七月一日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
吉見町	平成二十八年七月四日から十月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
川島町	平成二十八年七月五日から十月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三芳町	平成二十八年七月六日から十月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

鶴ヶ島市	入間市	坂戸市	東松山市
平成二十八年七月七日から十月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十八年七月八日から十月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十八年七月二十日から十一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十八年七月二十六日から十月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同